○常滑市空家利活用改修費補助金交付要綱

令和５年６月30日要綱第46号
令和８年３月31日要綱第29号　改正

常滑市空家利活用改修費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、常滑市内の空家を改修等して利活用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、空家の解消及びその利活用を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象空家）

第２条　補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の第１号から第６号までのいずれにも該当する空家とする。

（１）　補助金交付申請日において、市内に存する１年以上使用されていない建築物であること。ただし、共同住宅又は商業ビル等の一部区画の場合を除く。

（２）　市が指定する空き家バンクに登録されていること。

（３）　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認済証の交付を受けたものであること。

（４）　所有権以外の権利が設定されていないこと。

（５）　過去に本要綱による補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。

（６）　次のいずれかに該当する空家

ア　居住の用に供し、改修後使用する見込みであること。

イ　地域活性化の用に供し、補助金の交付を受けた翌年度から10年以上使用する見込みであること。

２　前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものは補助対象空家とする。

３　前２項の規定にかかわらず、宗教活動又は政治活動若しくは選挙活動又は公益を害する若しくは公序良俗に反するおそれがある活動の用途に使用するものを除く。

（補助対象者）

第３条　補助金交付の対象となる者は、補助対象空家の所有者、買受人又は賃借人（所有者との間で改修に関して書面による同意を得ている者に限る。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　売買又は賃借前の補助対象空家の所有者等と生計が同一又は３親等以内の者でない者。

（２）　市税の滞納がない者

（３）　補助対象空家を改修後に使用する者（補助対象空家の所有者が改修する場合は、当該空家の買受人又は賃借人が改修後に使用すること。）

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（５）　前条第１項第６号イに該当する場合にあっては、次のいずれかに該当する者

ア　居住の用に供するために空家を改修する場合　市外から居住する転入者又は二地域居住者（市外に生活拠点を持ち、一時的ではなく年間を通して概ね１月以上の期間を過ごす者をいう。）

イ　店舗、宿泊施設等の事業の用に供する場合　一般社団法人フランチャイズチェーン協会に加盟していない者及びその営業する店舗、宿泊施設等が会員制等で特定の者のみが利用できるものでない者

２

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。ただし、常滑市やきもの散歩道地区景観保全助成金交付要綱（平成22年常滑市要綱第５号）に基づき、助成金の交付を受けた工事を除く。

（１）　次のいずれかに該当する工事（以下「改修工事」という。）であること。

ア　台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事

イ　給排水、電気又はガス設備の改修工事

ウ　屋根又は外壁等の外装の改修工事

エ　壁紙の張替え等の内装の改修工事

オ　その他市長が認める工事

（２）　用途地域による建築物の用途制限に適合する工事であること。

（３）　第８条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支払う補助対象事業の費用から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　第２条第１項第６号アに該当する補助対象空家　補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

（２）　第２条第１項第６号イに該当する補助対象空家　補助対象経費に３分の２を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約の締結前に、常滑市空家利活用改修費補助金

交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書（様式第２）

（２）　補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は、申請者による所有を確認できる書類の写し）

（３）　工事場所の案内図及び配置図

（４）　改修工事内容を確認できる図面

（５）　改修工事着手前の写真

（６）　改修工事費の見積書の写し（改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者等の記名のあるもの）

（７）　建築確認済証の写し

（８）　市税納税証明書（市税の滞納がないことの証明書）

（９）　誓約書（様式第３）

(10)　補助対象空家を買い受けた者の場合　売買契約書の写し

(11)　補助対象空家を借り受けた者の場合　賃貸借契約書の写し

(12)　補助対象空家を共同で所有している場合　共有者全員が、改修に同意していることが確認できる書類

(13)　居住の用に供する改修の場合　居住予定者の住民票の写し（第３条第第５号アに該当するものに限る。）

(14)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、第13条の規定による交付申請の取下げを行った者及び第19条第２項の規定による交付決定の取消しの通知を受けた者は、同一年度内に再度申請を行うことはできないものとする。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市空家利活用改修費補助金交付・不交付決定通知書（様式第４）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付目的を達成するために、必要があるときは条件を付すことができる。

（補助対象事業の実施に関する契約）

第８条の２　前条第１項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して90日を経過する日又は当該通知を受けた日の属する年度の１月末日のいずれか早い日までに補助対象事業の実施に関する契約を締結しなければならない。

（申請内容の変更）

第９条　交付決定者は、第７条の規定による申請内容を変更しようとする場合は、常滑市空家利活用改修費補助金変更承認申請書（様式第５）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更の承認）
第10条　市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市空家利活用改修費補助金変更承認・不承認通知書（様式第６）により交付決定者に通知するものとする。
（遅延等の報告）
第11条　交付決定者は、改修工事が期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、その事実を知った日から14日以内に常滑市空家利活用改修工事遅滞等報告書（様式第７）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
（遅延等に係る指示）
第12条　市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を確認し、指示書（様式第８）により交付決定者に指示するものとする。
（申請の取下げ）
第13条　交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、常滑市空家利活用改修費補助金交付申請取下げ届（様式第９）を市長に提出しなければならない。
（実績報告）
第14条　交付決定者は、改修工事が完了したときは、常滑市空家利活用改修工事完了実績報告書（様式第10）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（１）　改修工事の契約書等の写し（交付決定後に契約したものに限る。）
（２）　改修工事代金の領収書又は支払を証する書類の写し
（３）　改修工事施工状況及び工事完了後の写真（日付が記載されたものに限る。）
（４）　その他市長が必要と認める書類
２　前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日（閉庁日の場合は前開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。
（交付金額の確定）
第15条　市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定し、常滑市空家利活用改修費補助金交付確定額通知書（様式第11）により、交付決定者に通知するものとする。
２　前項に規定する検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第12）により通知するものとする。
（補助金の請求）
第16条　前条第１項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、常滑市空家利活用改修費補助金交付請求書（様式第13）を市長に提出しなければならない。
２　前項の書類は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は通知を受けた日の属する年度の３月７日（閉庁日の場合は前開庁

日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条　市長は、前条の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第18条　交付決定者は、前条の規定による補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第19条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

（２）　第16条第２項の規定により通知した不備事項の改善を行わないとき。

（３）　補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは本要綱に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。

（４）　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、常滑市空家利活用改修費補助金交付（一部）取消通知書（様式第14）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により返還を命じられた者は、速やかにその返還をしなければならない。

（調査に対する協力）

第21条　交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとする場合は、これに協力するものとする。

（その他）

第22条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日要綱第29号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する